

監査委員制度の概要

1 監査委員とは

監査委員は、公正で合理的かつ効率的な地方公共団体の行政運営の確保という見地から、地方自治法に基づいて設置される執行機関です。

監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査します。また、必要があると認めるときは、市の事務の執行についても監査することができます。市の行政サービスが適法であるか、効率よくなされているか、さらに不正がないか等について、監査基準に基づき監査を行い、その結果を公表します。

監査委員は、一人一人が単独で監査を行うことを原則としている独任制の機関です。このため、複数の委員で構成されているにもかかわらず、「監査委員会」という呼び方はしません。(ただし、法令の規定により合議によるものもあります。)

2 監査委員の定数

監査委員の定数は、館林市監査委員条例により2人となっています。

監査委員は、人格が高潔で市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

なお、議会から選任される委員の数は、定数2人のときは1人となっています。

3 監査委員の任期

監査委員の任期は、識見委員にあつては4年、議選委員にあつては議員の任期となり、識見委員が代表監査委員となります。

※識見委員とは・・・識見を有する者

議選委員とは・・・議会から選任される者

4 監査等の種類

- (1) 財務監査（定期監査、随時監査）
- (2) 行政監査
- (3) 財政援助団体等監査
- (4) 決算審査
- (5) 例月出納検査
- (6) 基金運用状況審査
- (7) 健全化判断比率等審査
- (8) 住民監査請求に基づく監査
- (9) その他法令の規定により監査委員が行うこととされている監査等
（上記(1)から(8)を除く）